

◎新潟県告示第135号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成29年2月10日

新潟県知事 米山 隆一

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成28年10月14日	谷 順一	二級建築士	第4059号	死亡
平成28年10月14日	関根 美武	二級建築士	第10408号	死亡
平成28年10月28日	中村 梓	二級建築士	第18864号	申請
平成28年12月26日	豊田 祐二	二級建築士	第6526号	申請